

## 蒲郡市公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、蒲郡市公契約条例（令和5年蒲郡市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(規則で定める公契約)

第3条 条例第6条第1項の規則で定める公契約（以下「特定公契約」という。）は、次の各号のいずれかに該当する公契約とする。

- (1) 予定価格が1億円以上の工事の請負契約
- (2) 予定価格（1年を超える契約にあつては予定価格を契約月数で除して得た額に12を乗じて得た額）が1,000万円以上の次に掲げる業務の委託に関する契約
  - ア 市の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地（以下この号において「庁舎等」という。）の清掃の業務
  - イ 庁舎等の警備の業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）
  - ウ 庁舎等の受付、電話交換又は案内の業務
  - エ 除草・草刈、草地・樹木管理又は草花管理の業務
  - オ 給食調理の業務
  - カ 給食配送の業務
  - キ 一般廃棄物・資源等収集運搬の業務
- (3) 指定管理料の上限額を積算する収支予算書の支出の額が1年当たり1,000万円以上の条例第2条第1号イに規定する協定のうち、公募によるもの  
(特定公契約の明示)

第4条 市長は、特定公契約に係る公告その他特定公契約の申込みの誘引を行う場合は、特定公契約に該当することを明らかにしなければならない。

(労働環境の確認の方法)

第5条 受注者は、特定公契約を締結した日から起算して10日を経過する日までに、労働環境報告書（第1号様式。以下「報告書」という。）を市長に提出しなければならない。報告書の内容に変更が生じたときも、同様とする。

2 下請負者は、特定公契約に関し受注者等と次の各号のいずれかに該当する契約を締結したときは、当該契約を締結した日から起算して10日を経過する日までに、受注者を經由して、報告書を市長に提出しなければならない。報告書の内容に変更が生じたときも、同様とする。

(1) 第3条第1号に該当する特定公契約に係る契約であって、契約金額が130万円以上のもの

(2) 第3条第2号に該当する特定公契約に係る契約であって、契約金額が50万円以上のもの

(3) 第3条第3号に該当する特定公契約に係る契約（第3条第2号アからキまでのいずれかの業務に限る。）であって、契約金額が50万円以上のもの  
（労働者等への周知）

第6条 受注者等は、次に掲げる事項について、特定公契約に係る業務が行われる場所に掲示し、又は労働者等に書面で交付することにより、労働者等に周知しなければならない。

(1) 市長に提出した報告書の写し

(2) その他市長が必要と認める事項

（労働者等の申出）

第7条 労働者等は、前条各号に掲げる事項を確認し、その内容に疑義がある場合は、市長に対して、労働環境報告書に係る申出書（第2号様式。以下「申出書」という。）を提出することができる。

（不利益な取扱いの禁止）

第8条 受注者等は、申出書の提出を行った労働者等に対して、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

（調査及び改善）

第9条 市長は、報告書の内容に疑義があった場合又は申出書の内容を調査する必要があると認めた場合は、受注者等に対して聞き取り等の調査を行い、労働環境報告書調査票（第3号様式）を作成するものとする。

2 市長は、受注者等の労働環境の改善が必要と判断した場合は、労働環境改善通

知書（第4号様式）により受注者等へ通知するものとする。

- 3 受注者等は、前項の規定による通知を受けた場合は、速やかに労働環境の改善を図り、その内容について労働環境改善報告書（第5号様式）により市長に報告するものとする。

（不適切な労働環境に対する措置）

第10条 市長は、条例第6条第3項の規定により受注者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、指名停止の措置を行うことができる。

- (1) 第5条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 前条第2項の通知後も当該受注者等による改善が不十分で、不適切な労働環境であると思料された場合
- (3) 前条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行し、同日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる特定公契約について適用する。